

平成 30 年分の所得税の『還付申告』は、事前にご相談を受け付けいたします！

平成 30 年分の所得税の確定申告期間は、 2 月 18 日（月）～3 月 15 日（金）となっておりますが、下記の内容で申告をされる方を対象に、事前の申告相談をお受けいたします。

なお、『青色申告』や『申告分離課税、損失の繰越し、贈与税』などを含む申告相談は、役場では受け付けできませんのでご注意ください。

●受付場所 役場 1 階 多目的ホール

●受付時間 午前 9 時～11 時 午後 1 時～3 時



期 日	申 告 内 容
2 月 12 日（火）～15 日（金）	・所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方 ・給与所得の方と年金所得の方で、新たに『住宅借入金等特別控除』を受ける方 ・農業所得の『収支内訳書』を作成して毎年役場で申告されている方

申告に必要なもの（チェックリスト） ※税務署では、1 月 4 日（金）から所得税の還付申告を受け付けています。

- ☐ 申告書または、お知らせはがき（税務署、町から送付を受けた方）
☐ 印鑑（スタンプ式以外）
☐ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）
☐ 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
☐ 国民健康保険税、介護保険料の支払額が分かる書類、国民年金保険料の支払証明書
☐ 障害者手帳・療育手帳など障害の程度が分かるもの
☐ 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
☐ 医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書（原本）、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類 ※あらかじめ、合計金額を計算してください。
☐ 住宅借入金等特別控除に必要な書類
☐ 本人確認書類 マイナンバーカード（個人番号カード）、または通知カードおよび運転免許証などの身分証明書
- ※代理申請の場合は、代理人の身元確認（個人番号カードや運転免許証）、申告者の番号確認（個人番号カードまたは通知カードなど）が必要となります。
- ※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』をご記入いただけます。

所得税が源泉徴収されている給与所得の方と年金所得の方で申告をされる方へ

所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、所得税が源泉徴収されている年金所得の方を対象に、下記のような場合は確定申告の相談を受け付けします。

- ①給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方
- ②給与所得のみで、収入金額が 103 万円以下で還付を受ける方
- ③給与を 2 力所以上から受けている方
- ④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦寡夫、障害者、配偶者、扶養、雑損、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合
- ⑤年金を 2 力所以上から受けている方

医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに、実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合がありますのでご相談ください。

医療費控除額の計算方法

そ の 年 中 に
支払った医療費

—

保 険 金 な ど で
補てんされる金額

—

10 万円または所得金額の 5 %
(いずれか少ない方の金額)

—

医 療 費 控 除 額
(最高 200 万円)

問い合わせ先

- ・役場税務課 町民税係 ☎6 8－2 2 1 1 （内線 2 6 2・2 6 5）
- ・竜ヶ崎税務署 ☎0 2 9 7－6 6－1 3 0 3 （自動音声案内） ☎ 301-8601 龍ヶ崎市川原代町 1182-5

新たに『住宅借入金等特別控除
(認定長期優良住宅を含む)』を受ける方へ

平成 30 年中に住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などを行い、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば『住宅借入金等特別控除』を受けることができます。

「申告に必要なもの」と併せて、右記①～⑥までの書類もお持ちください。

なお、認定長期優良住宅の控除を受ける場合は⑦、⑧も必要になります。



農業所得の『収支内訳書』を作成して申告される方へ

農業所得の申告は、「収支内訳書」の作成が必要なため、一般の方より相談時間が長くなります。収入や経費の計算方法および減価償却費の計算などでよくわからない方は、申告期間中は大変混雑しますので、申告相談期間に必要な書類を持参して相談ください。

平成 30 年分の申告書をスムーズに記入できるよう、お早めに「収支内訳書」の作成の準備を進めましょう。

その他、収支計算には、次のことも確認しておきましょう。

- ・昨年申告した「申告書」と「収支内訳書」の写し
- ・減価償却資産（農機具や倉庫）の「取得年月日・取得価額」および「耐用年数」ならびに「償却率」

竜ヶ崎税務署からのお知らせ

【医療費控除を適用される方へ】

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は 5 年間保存する必要があります。

※平成 31 年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または、提示によることもできます。

【公的年金等を受給されている方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成 27 年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この制度は適用されません。

必要なもの

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ②売買（請負）契約書の写し
- ③登記事項証明書
- ④増改築の場合は、建築確認済証の写し、検査済証の写しまたは増改築等工事証明書
- ⑤補助金などの交付を受ける場合は、その額を証する書類もしくはその写し
- ⑥住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、その額を証する書類もしくはその写し
- ⑦長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑧住宅用家屋証明書の写し、または認定長期優良住宅建築証明書

必要なもの

「収支内訳書の下書き書」

収支内訳書の作成には、「申告に必要なもの」の他に次のことが必要です。

- 販売した農産物などの出荷伝票、請求書、領収書などの記録および保存
- 家事消費（自宅用や親族または知人への贈答用）した農産物の数量の記録
- 事業消費（育苗用や農地の借地料の対価として支払った米など）した農産物の数量の記録
- 年末に在庫（未販売および未消費）となった農産物、肥料、農業、諸材料などの記録
- 経費の領収書や請求書などの保存および記録

【ＩＤ・パスワードをお持ちの方へ】

平成 29 年分の確定申告を税務署の確定申告会場で行った方については、申告の際に、併せて、e-Tax の ID・パスワードの発行を受けていただいていると思います。

この場合、平成 31 年 1 月以降、ご自宅などで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、ID とパスワードを入力すれば、マイナンバーカードや IC カードリーダーライターをお持ちでなくても、簡単に e-Tax で申告することができます。平成 30 年分の確定申告は、ぜひ、ID・パスワードによる e-Tax をご利用ください。

- ※ 1 申告書作成から送信まで、税務署で行った作業と同様の手順となります。
- ※ 2 ID・パスワードは、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。
- ※ 3 マイナンバーカードと IC カードリーダーライターをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」の e-Tax が便利です。